

御購読者 各位

**『実務 SA に強くなる!! イラスト解説 刑法』**  
**お詫びと訂正のお願い**

東京法令出版株式会社

本書（初版～初版3刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

（注）下線部分は、部分的な訂正における訂正・追加箇所です。

該当箇所	誤	正
p. 12 4行目～5行目	法益侵害状態が <u>継続</u> する犯罪を「即時犯」という。	法益侵害状態が <u>終了</u> する犯罪を「即時犯」という。
p. 29 8行目	イ 犯罪の実行を中止したこと。	イ 実行行為が終了せず、結果が発生しなかったこと。
10行目～12行目	ア 犯罪の実行に着手したこと。 イ 積極的に結果発生を防止するための行為を行ったこと。 ウ 結果が発生しなかったこと。	ア 犯罪の実行に着手したこと。 イ 実行行為が終了したものの、結果が発生しなかったこと。
末尾 イラストの説明 文中	燃えなかった  消した	家に火をつけたが燃えなかった（実行行為が終了しなかった）  家に火をつけ、燃えた（実行行為の終了） →何らかの理由で火が消えた（結果が発生しなかった）
p. 38 7行目～8行目	② 例えば、人の住居に侵入して強制わいせつをした場合、住居侵入罪と強制わいせつ罪は <u>観念的競合</u> になるが、	② 例えば、人の住居に侵入して強制わいせつをした場合、住居侵入罪と強制わいせつ罪は <u>牽連犯</u> になるが、
p. 371 24行目～27行目	また、本項ただし書は、強盗の罪と強制性交等の罪のいずれか一方を行為者が自己の意思により中止した場合、他方が <u>傷害未遂</u> であっても、	また、本項ただし書は、強盗の罪と強制性交等の罪のいずれか一方を行為者が自己の意思により中止した場合、 <u>（中止未遂）</u> 、他方が <u>障害未遂</u> であっても、

以上

御購読者 各位

『実務 SA に強くなる!! イラスト解説 刑法』  
お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書（初版及び初版2刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。  
大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

(注) 下線部分が削除、訂正箇所です。

該当箇所	誤	正
p. 10 8行目～9行目	イ 身分犯～常習賭博罪、 <u>強制性交等罪</u> 、 業務上横領罪等	イ 身分犯～常習賭博罪、業務上横領罪等
p. 12 4行目～5行目	法益侵害状態が <u>継続</u> する犯罪を「即時犯」という。	法益侵害状態が <u>終了</u> する犯罪を「即時犯」という。

※ 平成29年の刑法一部改正により、強姦罪は強制性交等罪に罪名が変更されるとともに、加害者・被害者の性別は問われないこととされたため、身分犯からは外れました。

以上